

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第84号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 中「であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第 4 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業（条例第 7 条に規定する第 1 号部分休業をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 5 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「は、前項の規定にかかわらず」を「については」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（対象職員に対する措置を講ずる期間）

第6条 条例第9条の2第2項に規定する「市長が定める期間」は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。